

# 出席停止について

保護者様

愛知県立半田東高等学校長

学校保健安全法第19条に基づき、学校で予防すべき感染症にかかっている間は出席停止となります。主治医様とご相談のうえ、適切な処置をとったあと、登校を再開してください。（インフルエンザに限っては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過すれば登校可能です。）

出席停止の扱いをするには、感染症証明書の提出が必要となりますので下の証明書、または医療機関発行の証明書を学校へご提出ください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・きりとりせん・・・・・・・・・・・・・・・・

愛知県立半田東高等学校長殿

## 学校で予防すべき感染症証明書

生徒氏名 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

病 名 \_\_\_\_\_  
(診断日 \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日)

### 出席停止の期間

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から出席を停止することが適切と思われます。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から出席することが適当と思われます。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医 師 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_